第五十三条第四十六項を同条第五十項とし、同条第四十五項の次に次の四項を加える。

46　特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十八項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十八項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十八項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十八項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四十九項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

47　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

48　第四十六項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

49　第四十六項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

第五十五条の二第一項ただし書及び第五十五条の四第一項ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の二第一項第一号ロ中「みなし課税法人、」の下に「投資法人（」を加え、「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第七十二条の三十二第二項第三号において同じ。）、特定目的会社（」に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「特定目的会社」の下に「をいう。第七十二条の三十二第二項第四号において同じ。）」を加え、同条第四項中「、この節」の下に「（第七十二条の三十二を除く。）」を加える。

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十項の項中「第七十二条の二十六第十二項」を「第七十二条の二十六第十三項」に改め、同表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項、第八項及び第九項、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「第七十二条の二十六第四項、第八項及び第九項」を「第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで」に改める。

第七十二条の二十五第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　第一項の法人（第八項又は第十項の規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の二十六中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　第一項に規定する法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定めるものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

11　第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16　第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の二十六中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　第一項に規定する法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定めるものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

11　第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16　第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の二十六中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　第一項に規定する法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定めるものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

11　第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定めるものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16　第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の三十一項中「においては」を削り、「第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十四、」に、「第七十二条の二十四の五」を「第七十二条の二十四の五、」に改める。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二を削る。